

水際対策強化に係る新たな措置（２）

令和２年１２月２５日

１．南アフリカ共和国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４３回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年９月２５日）資料４の１（２））に基づき、本年１０月１日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、１２月２６日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、１２月２６日午前０時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

２．南アフリカ共和国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４４回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年１０月３０日）資料５の１）に基づき、本年１１月１日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件に、１４日間待機緩和を認めているところであるが、１２月２６日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの帰国者・再入国者については１４日間待機緩和を認めない。

３．検疫の強化

（１）南アフリカ共和国から帰国する日本人については、新たに出国前７２時間以内の検査証明を求める（１２月２９日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で１４日間待機することを要請する。また、１２月２６日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（２）南アフリカ共和国から再入国する在留資格保持者については、出国前７２時間以内の検査証明を求めていたところであるが、これに加え、１２月２６日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 以上の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内に南アフリカ共和国における滞在歴のある者

（３）英国及び南アフリカ共和国から入国して１４日間経過していない者について、健康フォローアップを徹底する。

（４）オーストラリアは入国拒否対象地域とはなっておらず、本邦への帰国又は上陸申請日前１４日以内に同国に滞在歴のある者について、空港での検査を原則実施していないが、１２月２６日以降、新たに空港での検査を実施する。

※（４）の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内にオーストラリアにおける滞在歴のある者

４．南アフリカ共和国への短期渡航の自粛要請

南アフリカ共和国に対しては、現状、感染症危険情報レベル３（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカ共和国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。 （以上）

水際対策強化に係る新たな措置（3）

令和2年12月25日

1. 変異株流行国からの入国者の宿泊施設での待機及び検査

12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求める。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めることとする。

なお、英国及び南アフリカ共和国からの入国者のうち、出国前72時間以内の検査証明を入国時に提出できない日本人について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での14日間待機を求めている取扱いは、従前のおりとする。

※ 1. の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある者

2. 変異株流行国からの航空便の搭乗人数の抑制

英国からの航空便について、当面1週間新規予約の受付を原則停止し、既存予約分でのフライトとする。その後、搭乗客数を抑制した運航とする。

（以上）